



2025 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. . 03-6262-1256)

(経過開示)当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会からの中間報告書の受領について

2025 年 7 月 25 日にお知らせいたしました「当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会の設置について」および、2025 年 8 月 8 日、8 月 29 日の「(経過開示)当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会の設置について」において、9 月末を目途として、調査委員会による報告書を受領することをお知らせしておりましたが、9月29日に中間報告として報告書を受領し、本日公表版が作成されましたので、お知らせいたします。

当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為(虚偽申告による経費の私的流用)については、本人が認めている額もあることから、その額(約 50 万円)を一応確定しております。ただし、報告書でも指摘されておりますように、今回の調査対象以外に約400万円を超える虚偽申告の疑いが調査の過程で判明しており、下記のように継続して調査を行っており、全容の解明を行います。

「当社元代表取締役で現取締役である者の独断による内示書交付」については、一定の調査は進捗し、当社が発注していないこと、内示書は同人が社内で行うべき、手続きを経ずに独断で交付したものであり、違法な業務執行であったことは確認されております。これは報告書に記載の通り、当社は過去において内示書を交付したことはなく、かつ内示書とはいえ、当社の事業規模から判断して多額な製品に関する書面の交付であることから、当然、稟議、取締役会での決議、経営会議における議論も行っていないことはデジタルフォレンジックの結果を待つまでもなく、確認できたために独断で交付したものの報告となっております。

ただし、当該事案はデジタルフォレンジックの結果がまだであるため、中間報告ということとさせていただき、すべて終了次第あらためて、報告書としてお知らせすることとさせていただきます。

尚、前述いたしましたように、その他の疑いのある不正行為、調査の過程で発覚した不正行為、内部告発、外部からの情報提供による新たな不正行為についても、上記の調査と並行して調査は継続して参ります。

改めて、当社株主の皆様、取引先等関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

- ・「当社元代表取締役で現取締役である者の独断による内示書交付」につきまして、当社とB社(上場会社の子会社)の間には、その後の接触、売買契約等の締結はなく、当然にこれに基づく支払義務もなく、正式な支払い請求もございません。
- ・また、内示書について、宛先であるB社(上場会社の子会社)とは2025年9月5日、9月8日、9月29日に、調査委員会をサポートする当社スタッフが自主的に連絡し、本内示書についての認識に齟齬があることを確認しております。デジタルフォレンジックの結果、親会社である A 社に接触する必要があると判断した場合には、ヒアリングをお願いする予定です。
- ・最終報告書の公表時期につきましては未定でございますが、受領次第直ちに開示いたします。また、2026 年 2 月期第1四半期決算短信および 2026 年 2 月期第2四半期(中間期)決算短信の開示、2026年2月期半期報告書の提出については改めて、お知らせいたします。

以 上

2025 年 9 月 29 日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 取締役会 御中

調査報告書・中間報告書 (公表版)

調査委員会

委員長 石田 卓遠

委 員 石塚 亮平

委 員 吉原 慎一

本調査報告書を作成・報告するにあたっては、関係当事者/会社/場所/機関等への影

響等を鑑み、固有名詞等については可能な限り、適宜、アルファベット及び数字表記にて代替した。

目次

第1 委員会による調査の概要.....	6
1 調査委員会の設置（経緯）.....	6
2 調査委員会の調査対象.....	6
3 調査委員会の構成及び独立性と専門性.....	8
4 調査委員会の調査内容等.....	9
第2 対象会社等の概要.....	10
1 企業の状況.....	10
2 組織体制その他.....	11
第3 調査対象1について.....	12
1 調査対象1－1/経費の不正申告等について.....	12
2 調査対象1－2/経費の不正申告等について.....	16
第4 調査対象1－1及び1－2の事実認定に基づく法的責任について.....	17
1 結論について.....	17
2 責任の重さ/程度については軽いとは全く言えないこと.....	17
3 結論.....	19
第5 調査対象2 A社の適時開示への関与について（調査続行）.....	19
1 亜臨界水反応装置の取り組み.....	19

2	職務権限	20
3	B社との関係	20
4	内示書提示前後の社内での検討状況	20
5	A社が資金調達しようとしていたこと	21
6	2023年6月22日付内示書提示の経緯	21
7	内示書提示後の経緯	23
第6	内示書の交付の問題点について	24
1	内示書の文面について	24
2	内示書を提示するために必要な社内手続	25
3	対象者の内示書交付行為は違法な業務執行であったこと	25
4	A社の開示が事実と異なるものであること	26
第7	解任事由の有無について	27
第8	原因分析及び再発防止策の提言	27
1	原因分析	27
2	対応策	29
第9	調査委員会の継続調査について	31
1	不正に申告された経費等の継続調査の必要性について	31
2	デジタルフォレンジック調査が継続中であること	32

第1 委員会による調査の概要

1 調査委員会の設置（経緯）

- (1) アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（以下、「対象会社」という。）では、予てより、対象会社の監査を担当していた監査法人に対して内部告発がなされていたことを把握していた。すなわち、対象会社の元代表取締役（以下、「対象者」という。）が、取締役会決議も経ないまま、他の上場企業（以下、「A社」という。）の子会社であるB社に対して2023年6月22日付の内示書を提出し、当該上場企業において虚偽の適時開示が行われたとする告発がなされているとのことであった。そのため、対象会社では、当該内示書の提出に関与した者に対する事情聴取などの調査を行っていた。
- (2) この調査に先立つ2023年10月12日開催の取締役会で、対象者は、内示書を提出したのは別の取締役（以下、「Y1」という。）が勝手に行ったことであると述べて、自らの関与を否定していたが、関係者への事実調査により、対象者自身がA社とやり取りをして、その指示に基づいてY1が内示書を送付したとの疑いが濃厚となった。
- (3) さらに、かかる調査の中で、当該対象者の経費の処理については、誰もその妥当性・適法性をチェックせず、同人のほしいままに経費の支出がなされていたという証言が得られたため、対象者が一緒に会食したとされる人物の所属する組織に実際に赴いて照会したところ、かかる会食は一切存在しなかったことが明らかになり、対象者もその事実を認めた。
- (4) そこで、①それらの各行為等（下記「2 調査委員会の調査対象」の項参照）に係る事実を調査・確認し、②同様の事実の有無についても調査し、③対象者の取締役解任事由の有無及び解任決議案上程の是非並びに④対象者に対する法的責任追及の可否及び方法を検討すべく、調査委員会を立ち上げることとしたものである。

2 調査委員会の調査対象

調査委員会の調査対象は以下のとおりである。

(1) 対象会社経費流用の疑いについて

- ア 2022年6月18日から2024年9月22日までの間において、対象者が対象会社業務に関連して福井県某市及び某組合関係の会議費・交際費として使用したものとして申告をし、対象会社から支給された経費について、対象会社に対する虚偽の申告がなされ、その結果、対象会社が対象会社の必要経費であると誤信をして同経費を支給したかどうか（以下、「調査対象1－1」という。）

なお、上記期間における経費の内容は下記のとおりである。

福井県某市及び某組合関係会議費・交際費集計表

以下は、固有名詞を、ひらがな（店名）や英字小文字（人名、会社名等）にて伏字にしたものである。

2022 年

(単位 円)

1	2022	6	18	土	あ	a b c d 4名 meeting 会食	16,770
2	2022	7	29	金	あ	e f 退任お祝い 茶箱関係	20,300
3	2022	7	30	土	い	g b メタバースめがね視察後 meeting 会食	21,340
4	2022	12	3	土	う	某組合 meeting 差し入れ	1,375
5	2022	12	4	日	え	a b lunch meeting	6,000
6	2023	2	21	火	お	b meeting 喫茶	1,520
7	2023	2	21	火	か	g h b d 4名 打ち上げ	18,470
							85,775

2023 年

1	2023	8	12	土	い	a b meeting 会食 4名	19,250
2	2023	8	12	土	あ	某組合 e meeting	6,588
3	2023	12	13	水	き	b meeting 喫茶	920
4	2023	12	13	水	く	c I d 3名 meeting	10,469
5	2023	12	31	日	あ	e j meeting 3名	13,078
7	2024	2	1	木	け	l meeting lunch	1,300
8	2024	2	2	金	あ	b e meeting 3名	12,355
9	2024	2	17	土	こ	福井県某市役所訪問手土産	4,444
10	2024	2	17	土	さ	m meeting	6,622
							75,026

2024 年

1	2024	4	7	日	い	l b meeting 3名	8,910
2	2024	4	27	土	こ	福井県某市役所・workshop 手土産	4,353
3	2024	4	27	土	し	b c meeting	4,612
4	2024	6	1	土	す	b meeting	7,900
5	2024	6	15	土	あ	e j d 4名 meeting	14,588
6	2024	8	11	日	い	j K 学院大学 member lunch 5名	21,164
7	2024	8	12	月祝	せ	b meeting 京都 IT 企業誘致 PJ など	6,710
8	2024	9	21	土	そ	福井県某市役所 訪問手土産	5,741

9	2024	9	22	日	あ	e b 3名 meeting	13,900
							87,878

248,679

イ 2024年12月28日から2025年6月23日までの間において、対象者が対象会社業務に関連して福井県某市及び某組合関係の会議費・交際費として使用したものとして行った経費申告が虚偽の申告であるかどうか（以下、「調査対象1ー2」という。）

なお、上記期間における経費の内容は下記のとおりである。

2024年 (単位 円)

1	2024	12	28	土	あ	a b e meeting～会食	39,278
2	2025	1	31	金	た	b c meeting	5,434
							44,712

2025年

1	2025	4	5	土	ち	e n lunch meeting	5,700
2	2025	4	7	水	つ	b meeting 喫茶	1,720
3	2025	6	23	月	あ	e b meeting	16,200
							23,620

68,332

(2) A社の適時開示行為に関する対象者の関与について

対象会社からB社に対する2023年6月22日付内示書を受けてのA社の適時開示に関する対象者の関与の有無及びその程度（以下、「調査対象2」という。）

3 調査委員会の構成及び独立性と専門性

調査委員会の構成は、これまで対象会社と一切関係のなかった独立した立場である弁護士を委員長とし、公認会計士である対象会社社外取締役監査等委員と、弁護士兼公認会計士である対象会社社外取締役監査等委員を委員とする3名である。

(1) 調査委員会の構成

調査委員会の経歴等は、以下のとおりである。

	氏 名	経 歴
委員長	石田 卓遠	センテニアル法律事務所 弁護士
委 員	石塚 亮平	麻布総合会計事務所 公認会計士・税理士 対象会社社外取締役監査等委員 株式会社学びエイド社外取締役監査等委員
委 員	吉原 慎一	東京南青山法律会計事務所 弁護士・公認会計士 対象会社社外取締役監査等委員

		株式会社トゥエンティフォーセブン社外監査役
--	--	-----------------------

また、調査委員会は、本調査を補助させるため、山口哲郎弁護士（センテニアル法律事務所）及び岡部優志弁護士（同所）を補助者として選任した。

なお、調査委員会は、本調査に関連するデジタルデータの保全及び解析のため、デジタルフォレンジック専門業者としてデジタルデータソリューション株式会社を起用した。

（２） 委員及び補助者の独立性及び専門性

調査委員会の各委員、補助者及びデジタルフォレンジック専門業者と対象会社及び対象者との間に利害関係は認められず、独立性が担保されている。

委員長石田卓遠は弁護士歴１５年以上、委員石塚亮平は公認会計士歴２０年以上、委員吉原慎一は弁護士歴１２年以上かつ公認会計士歴１９年以上であり、いずれの委員も企業不祥事に関する調査・訴訟あるいは監査業務経験が豊富であり、専門性を有している。

なお、調査委員会は、業務執行取締役を監査・監督すべき監査等委員が主たる構成員となって組織された自主的な調査委員会である。

４ 調査委員会の調査内容等

（１） 調査委員会の開催回数等

調査委員会は、以下のとおり、８回の委員会を開催した。またその他に、各委員等との間で個別に相当回数の協議等を行った。

第１回目	２０２５年８月１２日
第２回目	２０２５年８月１９日
第３回目	２０２５年８月２５日
第４回目	２０２５年９月３日
第５回目	２０２５年９月１１日
第６回目	２０２５年９月１６日
第７回目	２０２５年９月１７日
第８回目	２０２５年９月２６日

（２） 調査期間

調査期間は、調査委員会及びその構成員が決定された２０２５年８月８日から同年９月２９日までである。

なお、調査期間においては、対象者から事情を確認できていない調査対象も複数存在し、その点について対象者からの説明や弁明等を聴取していないため、継続して調査を行うこととなっている。

（３） 調査手法

調査委員会は、対象会社から提出された関連資料及び関連当事者からの聴取

を行ったほか、対象者からも調査対象事項の一部について説明及び弁明を聴取した。加えて、対象会社が対象者に貸与した対象会社所有のパソコン、携帯電話及びタブレット端末（iPad）、また関係者の使用していた対象会社所有のパソコン及び携帯電話を対象として、デジタルフォレンジック調査を行った。

ア 調査委員会が本報告書を作成するにあたり、確認し参考にした資料等は別紙参考資料一覧のとおりである。

イ 調査委員会が対象者からヒアリングを行った日時・場所・聴取時間等は以下のとおりである。

日時：2025年9月17日13時より

対象：対象者 場所：対象会社会議室

聴取時間：13時から15時30分

なお、調査委員会は、ヒアリングを開始する前に、ヒアリング結果等が本調査報告書において参考とされることを対象者に告げた上、真摯かつ正確に、また慎重に回答をするように要請をした。

ウ フォレンジック調査については、本報告書作成時点において、調査結果が判明していない。

（４） 前提事項

本調査については、与えられた条件のもと、客観的資料等に基づく事実認定が相当程度以上の水準でできたと考えるが、本調査報告書は、対象会社から受領した資料等を前提として、限られた時間内において行った検討に基づく参考意見であり、調査委員会の調査能力の限界を十分に考慮すると、法的検討が十分とは言えないところが含まれている可能性を否定し得ない。そのため、今後、より詳細な調査ないし検討を行い、新たに事実が発覚したり、新たな証拠等が発見されたりしたような場合には、本調査報告書の現時点での記載内容と異なる事実認定または結論に至ることもあり得ることについてはご留意頂きたいと考えている。

第２ 対象会社等の概要

１ 企業の状況

- （１） 対象会社は、A S J 建築家ネットワーク事業を主たる事業としている。A S J 建築家ネットワーク事業とは、そのネットワークに加盟する建設会社と、同ネットワークに登録する建築家を結びつけてプラットフォームを構築し、顧客にそれら工務店・建築家の情報を提供するビジネスである。
- （２） 対象会社は、2024年3月までは、A S J 建築家ネットワーク事業のみ単一セグメントで事業を行ってきた。しかし、継続的に業績が悪いことを受け、同年3月12日に発表した中期経営計画から、単一セグメントを脱却し、「住まい」から「暮らし」まで事業領域を拡大した収益構造への転換を目指すこととした。
- （３） 対象会社の経営指標は以下のとおりとなっており、2023年3月期を底にして

売上高は回復しているものの、2020 年 3 月期来、6 期連続で赤字となっている。

回 次	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
決算年月	2019/3	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3	2025/3
売上高 (千円)	1,253,252	890,190	675,232	732,535	538,390	574,939	888,802
経常利益 (千円)	31,573	△452,364	△248,762	△314,723	△324,506	△210,798	△73,543
当期純利益 (千円)	30,109	△524,253	△272,956	△344,750	△399,247	△393,826	△176,588
資本金 (千円)	427,755	441,215	490,753	740,753	740,753	872,753	929,279
純資産 (千円)	857,858	360,505	186,517	590,816	191,568	63,254	△687

- (4) このような業績を受け、2020 年 3 月期以降、対象会社は、監査法人より、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとの意見が付されている。
- (5) 従って、対象会社は、2020 年 3 月期以降、無駄な経費を削減し、収益の向上を目指さなければいけない状況となっている。

2 組織体制その他

- (1) 対象会社は、取締役会及び監査役会設置会社であったが、2024 年 6 月をもって監査等委員設置会社に組織変更している。
- (2) 対象会社は、2007 年 11 月以降、2023 年 9 月まで、対象者が代表取締役を務めていたが、同年 9 月 26 日開催の臨時株主総会のと時から A が代表取締役に就任し、対象者は代表権のない取締役会長との肩書きになっている。
- (3) 対象者と同時期に対象会社の取締役に就任した Y 1 は、管理部門の責任者として業務を執行しており、2023 年 9 月 26 日開催の臨時株主総会では取締役に再任されなかったものの、執行役員管理本部長兼管理部長として 2024 年 6 月 30 日まで業務を執行し、その後、嘱託社員として管理業務に従事していたが 2025 年 5 月 31 日をもって退職している。
- (4) 対象会社は、2021 年 10 月 1 日、AN 社から 499,999 千円の第三者割当増資を受け、AN 社が対象会社の 29.05%の株式を保有する支配株主となった。AN 社は、その当時東京証券取引所に上場していた親会社 AM 社の子会社である。対象会社は、前記第三者割当増資と同時に、AN 社の子会社であった TN 社を吸収合併したが、2022 年 6 月の定時株主総会では、AN 社の推薦で、S 1 及び K 1 が社外取締役に就任した。
- (5) 対象会社は、2023 年 6 月 28 日の定時株主総会の開催直前に、取締役候補 6 名のうち、対象者、Y 1 及び I 2 の選任議案が否決となる可能性が高いことが判明したことから、「この状態では必要な運営体制を欠くこととなる懸念がある」ことを理由に選任議案全体を取り下げた（2023 年 6 月 28 日付「第 16 期定時株主総会第 3 号議案（取締役 6 名選任の件）撤回及び決議結果に関するお知らせ」）。これにより、従前の取締役は、会社法 346 条 1 項に基づき、いわゆ

る権利義務取締役として職務を遂行することとなった。

- (6) 2023年9月26日開催の臨時株主総会により、A、対象者、S1、K1が取締役として選任され、同日の取締役会でAが代表取締役に選任されている。

第3 調査対象1について

1 調査対象1—1/経費の不正申告等について

(1) 総論について

調査対象1—1は、対象者が調査対象期間（2022年6月18日から2024年9月22日）において、対象会社の経費として申告した経費につき、その使用内容や目的、参加者について虚偽の申告をした疑いがあるもので、対象会社がその対応する経費を支給したものである。

調査委員会としては、調査対象1—1については、対象者が、調査対象期間において、対象会社に申告した経費の使用内容や目的、参加者については、その実態が認められず、虚偽の経費申告を行った事実を認定せざるを得ない。

また虚偽の申告が行われた結果、対象会社としては、申告された虚偽の経費が対象会社の業務に必要な経費であると誤信し、その誤信に基づき、対象者に経費に相当する金員を支給した事実が認められる。

上記結論に至った理由等は以下のとおりである。

(2) 対象会社における対象者の経費精算の流れ

対象会社では、役員の場合、経費申告をするときには、管理本部に経費申告書が提出され、管理本部長がこれを確認した上で、金額や内容等について問題が無ければ、精算が行われ、振り込みによる方法にて、当該役員の指定口座に送金されるという経費申告精算の流れが存在する。

対象者は、調査対象1—1及び1—2の期間において、対象会社の代表取締役であったところ、経費については、毎月末日で締め、翌月に前月分の経費と金額、面会先、目的を明記した一覧表を管理本部に送付し、これと合わせて領収書原本を送付し、管理本部にて、両者の突合を行って、数字に間違いがなければ、対象者の口座に振り込むという方法であった。

代表者からの自己申告であり、その上長が存在していなかったことから、その数値的な整合性に疑義が一見して無ければ、対象会社としては特に疑うこともなく、送金して精算していたとのことである。

このような経理処理の方法は、対象者が2023年9月に代表取締役を降りてからも継続されていた。

対象会社の経費の精算については、上記のとおりの流れであり、対象者以外の第三者による経費の確認等は行われていなかった。

(3) 経費申告に関連する業務の不存在について

ア 福井県某市に関連する業務の不存在等について

「第1」「1 調査委員会の設置（経緯）」において述べたように、調査対

象 1－1 については、本来は市役所等の行政機関が稼働していない、土日に会食等の経費としての申告があり、なおかつ、公務員にとって飲食の提供は贈賄罪・収賄罪にも該当しうるため、福井県某市の担当者に直接、会食の有無等を、対象会社担当者が確認をした。

その結果、某市の職員規定では、一般的に会食等を禁じた上で、必要がある場合には、届出書を提出することが義務付けられていることが確認できた。

また、経費申告書において、会食の同席者として記載されている人物についても、そのような事実は一切無いこと（一度も会食はしていないこと）が確認された。

さらに、当事者の肩書が異なるなどの事実相違等も確認された。

上記事実等からは、申告された経費について、福井県某市に関連する対象会社の業務の不存在が認定できる。

イ 某組合に関連する業務の不存在について

加えて、某組合の関係者と会食したと記載されている経費申告書についても、当該某組合の関係者から事実関係を聴取した結果、4～5年にわたり対象者とは会ったことすらないこと、したがって会食などはしたことがないこと、また架空の人物が経費申告書には記載されていたことなどが判明した。

上記事実等からは、申告された経費について、某組合に関連する対象会社の業務の不存在が認定できる。

ウ 結論

以上の事実により、調査対象 1－1 については、その全てが虚偽の申告であることが認定できる。

加えて、対象会社が誤信をし、虚偽の経費申告に基づき、対象者に該当する経費を支給した事実も認定できる。

(4) 対象者の事実認識について

調査委員会は、対象者からヒアリングを行う前に、対象者に対して、ヒアリングにおいては、調査対象 1－1 の申告経費について確認をする旨を予め通知した。

そして、対象者からのヒアリングにおいて、対象者からは、全ての経費が「借名」であり、虚偽の経費申告であることを確認した。

以上の事実より、対象者の認識としても、全ての申告が虚偽であることが確認され、前記（3）における認定が補強された。

(5) 対象者の弁明について

ア 対象者の弁明

対象者は、ヒアリングにおいて、本件で申告した福井県某市絡みの経費は、以下のとおりに、対象会社の業務との関連性のある支出である旨を弁明した。また、2025 年 9 月 24 日、対象者は、同趣旨の弁明書等を調査委員会に宛てて提出をした。

すなわち、申告した経費は、学生向けの①ワークショップ、②福井県某市の実施する空き家調査、及び③アートキャンプに関連するものである。

①については、N学会が主催するものであり、将来有望なアジア圏の建築学を学ぶ学生が毎年約 40 人参加している。③は福井県某市が自らの予算で主催しているものであり、約 20 年前から実施されており、ピーク時は約 50 人が参加していた。これには、K S 大学やK G 大学等の学生が参加しており、1 年中実施されている。

対象者の母（97 歳）は、福井県某市に居住しているところ、ボランティアとして、以前より、これらの取り組みに協力していた。具体的には、実家をアートカフェとして提供しており、ワークショップ等に参加した学生達に実家を利用して、自らの費用で食事を提供しており、かかる費用を対象者が立て替えて精算した。これは、学生支援・地域文化活動の一環であるところ、学生の支援は、自社の 3,000 人の建築家ネットワークの強化と採用・受注活動にも資することになる。これは、対象会社の業務との関連性がある費用の支出であることから、対象会社に対して請求したものである。

また、文化活動経費については、A N 株式会社による出資（2021 年 10 月 1 日）以降、収益性を重視する傾向から、経費性が否認されやすくなった。そのため、収益性があり、より経費性が認められやすいであろう福井県某市・某組合関係を用いて経費申請を行っていた。

イ 対象者の弁明の可否の検討

対象者の認識においても、2022 年以降は、アートキャンプのみを行っており、空き家調査やワークショップは行っていないとのことであった。現に、対象者が、ヒアリングにおいて、調査委員会に提示した①ワークショップの活動報告資料は、2018 年のものであり、これが最新のものであるとのことであった。本調査における調査対象期間は、2022 年 6 月 18 日から 2024 年 9 月 22 日（調査対象 1－1）、及び 2024 年 12 月 28 日から 2025 年 6 月 23 日（調査対象 1－2）である。

よって、対象者は、これらの期間、対象者が対象会社の業務関連性がある活動として掲げる上記①ワークショップ及び②空き家調査は行っていないことから、これらを行ったということは理由にならない。

そこで、専ら③アートキャンプのみを検討する。

福井県某市の公式ホームページによると、アートキャンプについて、「アートキャンプは、県内外の学生達を、某地区に受け入れ、学生のもつ知性・感性・創造性を有効活用しながら、某地区内の豊かな地域資源である地場産業や自然環境を活用したアートの事業を展開することで、某地区の活性化を図ることを目的とした取り組みです。2004 年の福井豪雨をきっかけとして始まったこの事業は、当初は災害復興支援を中心としたアートプログラムでしたが、年を経るごとにその様相を変え、現在では地域の振興、交流と「絆」を主題に置いた事

業へと活動の幅を広げています。」（注：地区名を「某地区」としたうえで、一部記載を省略している。）と説明されており、その存在と実施実績は確認できた。

同ホームページによると、当該アートキャンプは、コロナ禍の 2020 年度～2021 年度の間は開催されず、2022 年度から 3 年ぶりに再び開催されていることが確認できた。また、同ホームページには、作品の展示発表場所として、「〇〇邸」（「〇〇」は対象者の名字）との記載がある。かかる「〇〇邸」が対象者の母の実家であるとも思われ、確かに、福井県某市の実施する某アートキャンプに、対象者の母がボランティアとして一定の関与をしていたことを窺わせる記載があることは確認できた。

しかし、対象者の母が福井県某市の実施するアートキャンプにボランティアとして関与して学生に対して自らの費用負担で食事を提供することがあったとしても、それは対象者自身の支出ではなく、あくまで対象者の母の支出である。対象者の母は、対象会社の役員でも従業員でもないうえに、アートキャンプにボランティアとして関与する否か、関与するとしてどの程度の食費の負担をするかは、あくまで対象者の母の自由意志によるものである。対象会社が対象者又は対象者の母に対して何らかの指示・依頼をしていたわけでもない。加えて、かかる学生支援・地域文化活動を行うことが、どのようにして対象会社の 3,000 人の建築家ネットワークの強化と採用・受注活動に寄与するのかが全く明らかにされていない。したがって、③アートキャンプの活動に関する費用の支出には、対象会社業務との関連性を認めることはできない。

なお、仮に、③アートキャンプの活動に関する費用の支出に何らかの対象会社業務との関連性が認められるとしても、いずれにしても、対象者は、文化活動経費については対象会社から経費性が否認される可能性が高いことを認識しており、それを考慮して、敢えて文化活動経費であることを秘して、より経費性が認められやすいであろう福井県某市・某組合関係の支出に託けて経費申請をしていた（前述のとおり、対象者は、全ての経費が「借名」であり、虚偽の経費申告であると認めている。）というのであるから、前記認定（対象者が対象会社に対して、虚偽の申告を行い、その結果として対象会社はその旨の誤信をして、対象者に該当する経費を支給してしまったこと）を左右するものではない。

ウ 結論

上記のとおりであり、対象者の弁明からは、対象会社業務との関連性を見出すことはできず、対象者の弁明を採用することはできない。

（6） 結語

以上のとおり、調査委員会としては、調査対象 1—1 については、対象者が、調査対象期間において、対象会社に申告した経費の使用内容や目的、参加者に

については、その実態が認められず、虚偽の経費申告を行った事実を認定せざるを得ない。

また虚偽の申告が行われた結果、対象会社としては、申告された虚偽の経費が対象会社業務に必要な経費であると誤信し、その誤信に基づき、対象者に経費に相当する金員を支給した事実が認められる。

2 調査対象 1－2/経費の不正申告等について

(1) 総論について

調査対象 1－2 は、2024 年 12 月 28 日から 2025 年 6 月 23 日までの間において、対象者が対象会社業務に関連して使用したものとして申告をした経費であるが、その使用内容や目的、参加者について虚偽の申告をした疑いがあるものである。

なお調査対象 1－2 にかかる申告経費については、対象会社の財政緊縮を理由に、経費精算が認められなかった経費であり、対象会社は当該経費を対象者には支給していない。

調査委員会としては、調査対象 1－2 については、対象者が、その調査対象期間において、対象会社に申告した経費の使用内容や目的、参加者については、その実態が認められず、虚偽の経費申告を行った事実を認定せざるを得ない。

(2) 対象会社における対象者の経費精算の流れ

前記「第 3 調査対象 1 について」、「1 調査対象 1－1/経費の不正申告等について」及び「(2) 対象会社における対象者の経費精算の流れ」と事実認定は同じである。

(3) 経費申告に関連する業務の不存在について

「第 1」「1 調査委員会の設置（経緯）」及び調査対象 1－1 に関する事実認定において述べたように、調査対象 1－2 についても、土日に会食等の経費としての申告が多数あり、なおかつ、調査対象 1－1 と地域関連性が高いため、不正申告の疑いがあり、某組合の担当者に直接、会食の有無等を、対象会社担当者が確認をし、その結果、そのような事実は一切無いこと（一度も会食はしていないこと）が確認された。

また経費申告書に記載されている人物について、そもそもそのような人物すら存在しないことも確認された。

以上の事実より、調査対象 1－2 については、その全てが虚偽の申告であることが認定できる。

(4) 対象者の事実認識について

調査委員会は、対象者からヒアリングを行う前に、対象者に対して、ヒアリングにおいては、調査対象 1－2 の申告経費について確認をする旨を予め通知した。

そして、対象者からのヒアリングにおいて、対象者からは、該当する経費申告が「借名」であり、虚偽の経費申告であることを確認した。

以上の事実より、対象者の認識としても、該当する申告が虚偽であることが確認され、前記（３）における認定が補強された。

（５） 対象者の弁明について

対象者の弁明は、先に述べたとおりである。

また、その弁明の当否についても先に述べたとおりであり、採用できない。

（６） 結語

以上のとおり、調査委員会としては、調査対象１―２については、対象者が、調査対象期間において、対象会社に申告した経費の使用内容や目的、参加者については、その実態が認められず、虚偽の経費申告を行った事実を認定せざるを得ない。

第４ 調査対象１―１及び１―２の事実認定に基づく法的責任について

１ 結論について

調査委員会の事実認定としては、調査対象１―１及び１―２については虚偽の経費申告がなされ、調査対象１―１についてはその虚偽の経費申告に基づき、対象会社がその精算をしてしまった（対象会社財産の流出）ことを認定している。

また調査対象１―２については、虚偽の経費申告が対象会社に対して行われているが、経費の精算は行われていない（対象会社財産の流出の可能性に留まる）と認定している。

上記を踏まえると、調査委員会としては、前者については、特別背任罪（会社法 960 条 1 項 3 号）に該当しうるものであると判断する。

また後者については、特別背任罪の未遂罪（会社法 960 条 1 項 3 号・同法 962 条）が成立しうるものと判断する。

２ 責任の重さ/程度については軽いとは全く言えないこと

調査委員会としては、本件においては対象者の対象会社に対する責任の程度は決して軽いものではなく、むしろ重大な違背行為であると思料する。

理由は以下のとおりである。

- （１） まず、借名という虚偽の申請により、対象会社は、正当な経費であると誤信し、その誤信に基づき精算をしてしまっている。これは、虚偽の行為による、不当な対象会社財産の流出である。なお、金額の多寡は関係が無い。なぜなら、そもそも刑事罰にもなりうる会社法に抵触するような行為であり、また発覚しなければ金額の規模はなお一層多額に及んでいた可能性が十分にあるからである（不正経費については調査が継続される予定である）。
- （２） 次に、経費申告の態様や内容等については、一見すると業務関連性があるかのような経費の名目や内容にしており、その発見は簡単なものではないことを踏まえると、隠蔽工作の程度や手法は悪質であると思料される。

- (3) また、名義を借用された取引先が、当該借名行為について、少なからず怒りを覚えているとのことであり、対象会社に対する信頼等の低下は否定できないところである。
- (4) さらに、対象者からは、不正経費として申告され、対象会社から支給された金員について返還が現時点でもされていない。
- (5) 対象者の弁明については、既に述べたとおりではあるが、採用できないところである。

また弁明（特に業務関連性がある他の活動との関連性）が正しいとしても、経費の名目について虚偽のものを申告してもよい理由にはならず、むしろ対象会社の経理を一層不透明なものにするという意味では悪質であると思料する。対象者においても、弁明書等にて「誤解を招く軽率な対応であったと反省」はしているものの、その程度の認識であり、違法性が高い行為であることの認識及び自省が深まっておらず、借名による経費申請の悪質性について、深い反省や熟慮等は進んでいないと思料される。

- (6) 加えて、対象者の行為は、税法上も違法な行為である。調査対象1－1については、対象者の経費申告に基づき、対象会社は交際費等として損金計上したところ調査対象1－1は租税特別措置法61条の4第6項が定める交際費等に該当しない。交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下、この項において「接待等」という。）のために支出するものであるので、業務に関係ある者に対する接待でなければ損金算入できない。しかし、調査対象1－1は私的に費消した飲食費を、虚偽の交際費として申告した疑いを払拭できない。仮に本人の供述を前提としても、アートキャンプに参加した大学生を飲食でもてなしたとしても、業務との関連性がないので、損金算入が認められないことは明白である。かかる文化活動が建築家等に対して良いイメージを与えるという点は間接的なものであり、かつ、効果が不確定であり、関連性が認められないことはいうまでもない。

よって、調査対象1－1が法人税法上の損金として認められないことが明らかであり、対象者の行為は、対象会社をして租税回避行為をさせたという点で悪質であると言わなければならない。

そして、税務上の問題とは別に、対象会社は深刻な赤字決算を繰り返しており、経費削減が必要なことはいうまでもない状況である。特に、主要株主AN社及びその親会社であるAM社は、文化活動に対する支出に賛成しないことを対象者は知悉していた。それにもかかわらず、長期間に渡って、冗費ないし使途不明金を反復継続的に出し続けた対象者の責任は重大であると言わなければならない。

- (7) ヒアリングにおける弁明及び後日提出された弁明書においても、その本質的な弁解部分は、他の業務活動との関連性があれば、名義を借用しても問題が無

いかのような認識であり、そもそも名義を借用することの違法性や問題性への認識が極めて薄いと言わざるを得ないところである。

3 結論

以上のとおり、調査委員会としては、責任の重さ/程度については軽いとは全く言えないと結論付ける。

第5 調査対象2 A社の適時開示への関与について（調査続行）

1 亜臨界水反応装置の取り組み

- (1) 亜臨界水処理技術とは、高温・高圧領域で高速加水分解反応により有機廃棄物を効率的に分解することで、肥料等に資源利用する技術のことである。焼却炉を使うことなく 200 度程度の温度で有機物の低分子化を図る技術であり、その装置から出る残渣をバイオガス発電に連携させることや農業用肥料として再活用することなどが検討されており、実現すれば建設費や環境負荷を大幅に削減できるものと見込まれる技術とのことである。

対象会社の代表取締役だった対象者は、A S J 建築家ネットワークを生かしつつ環境問題にも貢献するビジネスとして、亜臨界水処理装置を紹介するビジネスを検討していた。

2022 年 1 月 25 日に亜臨界水処理装置の製造などを目的とする A I 社が設立され、対象者も設立時の取締役となった。A I 社と対象会社は、2022 年 3 月 28 日付で特約販売店契約を締結した。同契約は、A I 社が亜臨界水処理装置に関する特許を別の会社から実施許諾を受け、その特許に基づき製造された商品の独占販売権を対象会社が取得し、A I 社が承諾した第三者を二次販売店として再付与することができるという内容である。対象会社は、かかる特約販売契約に基づいて、2022 年 3 月 30 日付で、G T 社との間において販売店契約を締結し、愛知県、岐阜県、三重県の 3 箇所を対象地域として販売権の再付与を行い、これにより 1 億 5000 万円の報酬を得た。

なお、対象者は、2022 年 3 月 25 日に一旦 A I 社の取締役を辞任しているが、2023 年 2 月 17 日に再度就任して現在も同社の取締役である。

- (2) もっとも、亜臨界水処理装置は、実証実験段階の例が大半であり、商用運転した例はほとんどないため、主要株主である A N 株式会社は、かかる事業に取り組むことに反対の姿勢を示していた。
- (3) 2023 年 4 月から始まる第 17 期の事業計画（2023 年 5 月策定し、監査法人に提出したもの）では、亜臨界水処理装置仲介事業による収益を 250,000 千円見込んでいたが、テストプラントを対象会社が独自に購入することは計画されていなかった。対象会社の A L プロジェクトは、あくまで紹介報酬ビジネス、少なくとも販売先が決定した上での商品の仕入・販売の事業と位置づけていたと史料される。

- (4) 対象会社の2023年7月1日時点の組織表では、亜臨界水処理装置のプロジェクトは、事業開発本部事業開発部新規事業環境チームが担当していた。事業開発本部の本部長はA、本部長代理兼事業開発部部長がK 4であり、新規事業環境チームの担当従業員は、WとK 2であり、いずれも他部署と兼務していた。

2 職務権限

- (1) 対象会社では、各役員・管理職の職務権限は、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表により定められており、職務権限表において、契約金額が50万円以上となる契約の締結については、重要な契約と位置づけられ取締役会の承認が必要であった。予算内の支出であっても100万円以上の支出については重要なものとして取締役会の承認が必要とされていた。
- (2) なお、「内示書」の作成・提示については、明示的な定めは存在しなかった。そもそも、対象会社では、2023年7月になるまで、内示書を提出したことがなかった。

3 B社との関係

亜臨界水処理装置は、高圧に耐えうる容器の製造が必要であったが、かかる容器の製造ができるI 3社は製造能力が小さく、販売を拡大していくには、同社以外にも亜臨界水処理装置を製造してくれる業者が必要であった。

そうしたところ、旧来より亜臨界水処理装置のビジネスを模索していたT社のI 1が設計図を開示してくれ、これをB社に持ち込んだところ、興味をもち、開発をしたいとの意向であったため、対象会社も開発に協力することとなったという経緯である。

4 内示書提示前後の社内での検討状況

- (1) 今回の調査で、当委員会は、2023年7月から12月までの経営会議の議題一覧の提示を受けたが、その時期の対象会社内の経営会議では、A の営業について報告はあったが、商品を発注するとか、発注の内示を出すという議論がされた形跡はない。
- (2) また、同会議では、テストプラントを対象会社が発注するという議論・検討がみられた様子もない。テストプラントとなれば用地確保などの議論が不可欠であるが、そのような議論や準備がなされた様子はない。
- (3) むしろ、2023年7月11日開催の経営会議では、A社、B社及び対象会社の三者契約締結について、当面保留との判断が発表されていた。三者契約は、対象者が当時の顧問先法律事務所に作成を依頼したものであり、その内容は、B社による亜臨界水処理装置の開発に対象会社は協力するが、実際に発注をする場合は改めて契約を締結することが明記された案であった。かかる三者契約すら保留としたという報告がなされたということは、対象会社が独自の資金で商

品を発注するというようなことは、全く議論がされていなかったことは明らかである。

- (4) また、当調査委員会は、2023年4月13日、同年5月1日、同年5月12日、同年6月13日、同年6月28日（2回）、及び同年7月13日に各開催された取締役会議事録を確認したが、B社に亜臨界水処理装置を発注すること又はその内示をすることについては一切議題になっていなかった。なお、同年5月12日の取締役会では、対象者及びY2がA I社の取締役に就任したことを事後承認する決議がなされ、報告事項として同社との取引経緯が報告されたことが記載されている。また、同年6月13日の取締役会議事録では、報告事項としてA社、B社及び対象会社の基本合意書の締結を検討している旨が記載されているが、締結を承認する決議がなされたものではない。

5 A社が資金調達しようとしていたこと

B社の親会社であるA社[REDACTED]は、2023年[REDACTED]月に[REDACTED]」を開示し、同日の同社の取締役会で、[REDACTED]を実行することを発表した。

このファイナンスは、同年[REDACTED]月[REDACTED]日に開催される同社の臨時株主総会で承認されることが条件とされ、[REDACTED]月[REDACTED]日に新株予約権の[REDACTED]がなされ、同日から[REDACTED]月[REDACTED]日までが新株予約権の行使期間と設定された。

このファイナンスにより、同社は、最大で[REDACTED]円の資金調達を計画していた。

6 2023年6月22日付内示書提示の経緯

(1) 対象会社名義の見積書の作成

対象者は、2023年7月12日付で対象会社名義のT社宛の御見積書を作成させた。この御見積書には、「〇〇株式会社内医療系産業廃棄物亜臨界水A処理施設設置工事」（注：実際には具体的な企業名が記載されている。）との件名が添えられているが、見積番号がB社宛内示書に記載されていた見積番号と同じ「H-5679」となっていた。すなわち、B社の作成した見積書と対象会社が作成した見積書の見積番号が同一の番号となっていた。

対象会社名義の見積書は、B社から呈示された見積書に製造販売手数料とし

て10%を加算して作成したものであった。

なお、この見積書には、配管工事・電気計装工事・建屋工事などが含まれている。しかし、対象会社は建設業許可を取得していないため、建設工事を含んだ上記設置工事を請け負うことができない。業務の提供が不可能な建設工事を含む工事の見積書をT社に呈示し、同社が仮注文書を交付しているということになっているものである。

(2) T社による対象会社宛の仮注文書の作成

T社は、対象会社作成の見積書に基づき、2023年7月12日付で、対象会社宛に亜臨界水反応装置制作内示書（仮注文書）を作成し、提出した。この内示書の文面は、対象会社が作成したB社宛の内示書の文面とほとんど同じである。

(3) 対象者によるメールの送付

ア 2023年7月12日、対象者は、対象会社のA、I 1及びY 1に対し、「内示出したいと思います。／亜臨界水Aやるかやらないかになります。／最悪A I社で買い取ってもらいます。」とのメールを送った。このメールは、内示書を提出する場合、最悪のケースとして、対象会社が亜臨界水処理装置を引き取らないといけなくなるリスクがあることを想定しており、その場合には、A I社に購入して貰えばいいと述べたものである。

イ また、2023年7月13日、対象者は、K 2に対し、「I 1からの参考であって、添付せず、B社宛のみで、先ほどの理由で稟議申請してください。」とのメールを送った。対象者が、内示書の提出には稟議が必要であると認識したことが分かる。

(4) 稟議書の作成と稟議手続の不存在

K 2は、対象者の指示に基づいて、テスト機発注の内示に関する稟議書の案を作成した。しかし、実際には稟議は行われなかった。

(5) Y 1からA社に対する内示書の送付

2023年7月14日、対象会社のY 1から、A社のS 2に対し、内示書がメール添付の方法により送付された。

(6) 対象者の供述

ア 対象者は、調査委員会のヒアリングにおいて、内示書の原稿の入手方法について、内示書記載日付である2023年6月22日ころにB社のMが自ら作成して持って来たと思うと供述している。内示書が必要な理由は、B社で亜臨界水処理装置の開発を開始するのに、内示書がないと着手しにくい、と言われたとのことである。また、Mから内示書を提示して貰いたいという要請については、基本的に自分宛だったと思うが、Aも聞いていたと思うとのことであった。内示書は、Mから提示されたものを訂正した可能性があるが、詳細にはよく覚えていないとのことである。

イ この内示書の原稿には、Mから受け取った際に、B社作成の2億4500万円の見積書（見積番号H-5679）が添付されていたとのことである（ただし、現

在は調査委員会では確認出来ていない)。対象者としては、見積書が思ったよりも安かったと記憶しているとのことである。

ウ 対象者は、かかる内示書の作成の打診を受け、T社のI 1に対し、I 1の顧客であるM社向けの亜臨界水処理装置を対象会社が設置することを前提とする見積書を対象会社名義で作成して提示し、上記のB社宛の内示書とほぼ同内容の仮発注書を作成し、T社のI 1に示し、作成を打診した。

エ 対象者としては、内示書は、発注書と違い、「ぼやっとした」表現となっているのは、発注した旨の責任をとりたくなかったためであると述べている。ただし、この当時、A社との間で、対象会社の発行する新株をA社に引き受けてもらう交渉が進行中で、その金額が発注額に近似した2億5000万円であり、この交渉も円滑に進むようにしたいという思惑もあったとのことであった。この増資話が実現すれば、対象会社には資金調達リスクがなくなるとの意識があったとのことである。

オ なお、対象者は、この内示書の提示にあたっては、取締役会の承認が必要であると内部監査室のK 3が強行に主張しているとY 1を通じて聞いていた。もっとも、対象者としては、稟議書は必要だろうという判断で、稟議の手続をとるようにK 4に指示したとのことである。

カ そして、結果として対象者の判断に基づいて、稟議書が通ったかどうかの確認をしないまま、Y 1に対し、内示書に押印して提出するよう指示したとのことである。なお、記憶が定かではないが、その書面がA社のS 2に送られているのだとすれば、B社のMからの要請で、S 2に送るようY 1に指示したものと思うとのことであった。

キ 対象者は、この内示書について、B社側がどう判断したかには関わっていないとのことである。A社が受注をしたと発表したことについては、対象者は深く考えなかったとのことであり、現に対象会社としてその当時A社に直接抗議をしたことはなかった。

ク 対象者は、B社は、対象会社が亜臨界水処理事業に関与するにあたって重要なパートナーとなる企業であるが、亜臨界水処理事業には、A I社も関与しており、同社と対象会社は利益相反の問題もあるため、どの契約もあまり急げないものが多いと考えているということであった。

ケ 調査委員会としては、現時点では、上記対象者の説明内容を前提として、その作成・開示手続の問題点を検討することとする。

7 内示書提示後の経緯

(1) A社による大型案件受注の発表

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) 監査法人からの指摘

2023年8月9日に作成された監査法人の第17期第1四半期レビュー結果概要報告書において、対象会社の2024年3月期の事業計画では、亜臨界水処理装置仲介事業による収益として250,000千円が反映されているが、その達成には不確実性が認められることが言及されるとともに、前記内示書について、対象会社が相応のリスクを負担することになるところ、当該発注行為及び対象会社が負うリスクに関して社内の稟議決裁手続が実施されていないこと、今後このようなことが生じないよう改善及び周知徹底が望まれることが指摘された。

(3) 2023年10月12日開催の取締役会

2023年10月12日開催の対象会社取締役会において、この内示書に関連するT社やB社との取引については、取締役会では何ら協議されておらず、よって受注も発注もないことを取締役間で確認した。その際、対象者は、当該稟議書について自分は押印していないと説明し、Y1が押印したことを認めたため、AからY1に対して始末書の提出を求めたが、Y1としては、対象者の指示に従って内示書に捺印してA社のS2に提出したものであり、始末書は提出しなかったし、提出を催促されることもなかった。

第6 内示書の交付の問題点について

1 内示書の文面について

(1) 本件内示書の文面は以下のとおりとなっている。

「見積番号H-5679 2023年6月12日付 亜臨界水反応装置

お見積り金額 ¥245,000,000（消費税別）について

概算・詳細未決定部分を含むが概ね弊社要求を満足するものと認め

以下の条件を付けて内示する。

1) 詳細仕様決定時には適正と認められる価格の増減を行い要求事項を満足すること

2) 支払い条件・保証条件・価格等の未だ協議されていない項目に対して真摯に協議に応じ、合意に協力すること」

(2) 上記の文書は、見積金額はあるものの詳細な仕様は決定しておらず、内示の条件として、①詳細仕様決定時に適正価格への増減を行うこと、また②支払条件も未協議であり、B社側が真摯に協議に応じ合意に協力することが掲げられているものであるから、内示の条件が満たされなかった場合には、内示を撤回することができるという反面で、内示条件が達成された場合には、内示が有効になるというリスクを負うものとなっている。

2 内示書を提示するために必要な社内手続

- (1) 上記のように内示書は、245,000,000 円の亜臨界水処理装置の見積書に対して、条件付きではあれ、発注の意向があることを表明するものである。
- (2) そのような意向表明の中身のみならず、①対象会社が条件成就時に負担する経済的リスクが現時点では 245,000,000 円（消費税別）と極めて多額であること、②かかる金額は、2023 年 3 月期の対象会社単独での資産 662,657 千円の 36.9%、現預金 268,070 千円の 91.3%、純資産 191,568 円の 127.8%、売上高 538,390 千円の 45.5%にもなること、③対象会社は内示書提示時点直近で 4 期連続で 272,956 千円から 524,253 千円の巨額の赤字を計上していたこと、④対象会社では 50 万円を超える新規取引は取締役会承認事項とされていたこと、⑤対象会社では内示書を呈示したことがなかったこと、⑥対象会社の事業計画でも亜臨界水処理装置の仲介事業による収益として 250,000 千円が計上されていたが、自社がプラントの発注をすることは何ら計画されていなかったことなどからすれば、当該内示書の作成・交付は、会社法 362 条 4 項の「その他重要な業務執行」であるとして、取締役会の承認を要するものであったことは明らかだったというべきである。

3 対象者の内示書交付行為は違法な業務執行であったこと

- (1) ところが対象者は、①内部では色々と協議をしていたといいながら、取締役会・経営会議では内示書について一切議題に出さず、②内部監査室が内示書の交付には取締役会の承認が必要であると主張していたのを認識し、かつ、③もともと亜臨界水処理に関する事業については複数の関係者の調整が必要で、自らも同業他社の取締役を兼務しているため利益相反リスクを抱えているため、契約締結には慎重な対応が必要であると認識していたにも関わらず、④自ら必要性を認識していた稟議手続を経たことを確認することもなく、本件内示書を B 社側に交付しており、明らかに拙速な行動をしたといわざるをえないものである。

しかも、その内示書の作成過程において、B 社が作成した見積書を安易に流用し、対象会社が受注することのできない建設工事を含んだ見積書を T 社に呈示するなどしており、余りにも拙速である。

- (2) さらに加えて、もともと同年 6 月 13 日の取締役会では、A 社、B 社との三者契約を検討中であることを表明しつつ、内部では B 社に発注するときは改めて個別契約を締結するという内容での締結を検討しておきながら、同年 7 月 11 日の経営会議では、かかる契約は当面保留であると説明していたものである。そうであれば、内示書の作成・提示は、上記の議論の方向とは異なるものになってくるため、業務執行に関与していない取締役とも内示書の検討に関する情報共有を図る必要があるはずであるが、かかる形跡がない。主要株主の AN 社が亜臨界水処理事業に懐疑的であったことからすれば、むしろ、意図的に隠蔽していた疑いも払拭できない。

しかも、7月14日の時点では、対象者は権利義務取締役の立場であったことも勘案すると、通常の業務執行よりも慎重な対応が求められる状況であったことはいうまでもない。

- (3) 従って、対象者による内示書交付行為は、違法な業務執行行為であったものと断ぜざるを得ない。
- (4) なお、対象会社では、そこまで急いで内示書を呈示する必要性は全くなかったことはいうまでもない。B社に情報提供し、同社のリスクで開発を行わせ、製品化の見通しが立ったところで、受注者を紹介して仲介事業による収益を得れば、対象会社の当初の事業計画通りとなるのであり、対象会社が転売先も確定しないまま、内示だけ先行させる必要は毛頭なかったものである。

単にMから、社内で開発を進めやすいという安易な理由で、暫定的な見積書だけで内示を出すのは、必要性に欠ける。むしろ、検討保留としていた三者契約の締結を求めればよかったはずである。

それにも関わらず、上記のような拙速な対応が必要だったのは、B社側に事情があったものといわざるを得ない。 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

もっとも、現時点で、対象者は、株価対策への寄与の目的・認識を否定し、内示書の送付先の指示も誰からあったか明確な記憶がない、内示書についてB社側がどう判断したかには関わっていない、A社が対象会社の内示を受注であると発表したことについては深く考えていなかった、などと述べて、関与を否定している。

なお、対象者は、内示書開示当時、対象会社がA社から2億5000万円の増資を受ける交渉が進んでいたもので、これを確実なものにしたかったという趣旨の説明をしているが、かかる増資をもって、出資者の子会社に発注をすることは、出資者が資金を循環させたかのような疑いをもたれかねない行為であって、かかる動機を正当に評価することはできない。

4 A社の開示が事実と異なるものであること

なお、本件内示書は、内示後も工事内容を詰めていくこと、これにより請負金額の増減があること、支払条件も真摯に協議していくことが想定されていることから、確定金額での正式発注でないことは明らかであり、かつ、本件内示書には納期についても一切確定されていない。

この点、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第7 解任事由の有無について

調査委員会としては、現報告書を提出する時点において、事実認定をできた事実に基づき、解任事由が存在するかどうかについて意見を述べる。

調査委員会としては、経費精算に関し、事実認定において認定された事実が悪質なものであり、かつその法的評価としては、刑事罰にも及びうる会社法違反行為であると思料されるため、取締役の解任事由に十分に該当すると判断する。また、本件内示書の作成・提示行為は、内示書に関する社内規程がなかったとしても、内示書の内容が対象会社にとって明らかに多大な経済的リスクを孕むものであること、内部監査室が取締役会の承認が必要であると指摘していたことを無視し、稟議手続も経ないままで出してしまった点は、コンプライアンスを遵守しようとする意識が完全に欠如しており、内示金額が極めて高額であることも勘案すれば、この点だけで十分に取締役の解任事由に該当するものと判断する。

本来的に、「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」（会社法 355 条）とされるところ、対象者は、法令違反に該当する行為を行っており、また対象会社に対する違背行為を行っている点で忠実にその職務を行ったとはいえないことは明らかであると思料する。

また取締役の委任契約上の善管注意義務違反を構成することも明らかである（民法 644 条違反）。

以上の理由により、冒頭の結論に至っている。

もっとも、解任議案を株主総会に上程するかどうか、という点は、最終的には対象会社の取締役会で議論され、決議されるべき事項であることはいうまでもない。

第8 原因分析及び再発防止策の提言

調査委員会としては、現報告書を提出する時点において、事実認定をできた事実について、原因分析と、再発防止策を提言する。

1 原因分析

(1) 経費の不正申告等の発生原因

ア 対象者のコンプライアンス意識の欠如

上述のとおり、対象者は、AN社による出資（2021 年 10 月 1 日）以降、対象会社が無駄な経費を削減し収益の向上を目指していたことを認識しながら、経費性を否定されないよう名義を「借名」としと弁明している。つまり、対象者は、真実を報告した場合、経費性を否定されうることを認識しながら、これを避けるため、あたかも業務関連性があるかのように装い、会社を誤信させたのである。

対象者による弁明及び弁明書からは、名義を借用しても、実質的には他の

業務活動との関連性があれば、問題が無いかのように認識しており、名義を借用することの違法性や問題性への認識が極めて欠如していることが認められる。

本来対象者は、上場企業の代表取締役として、コンプライアンスを尊重し、内部管理のいわゆる三つの防衛線を束ね、各部門を指揮・監督すべき立場にありながら、コンプライアンス意識が著しく欠如していたことにより、経費の不正申告をするに至ったものである。

イ 経費申告の内容及び性質を確認するルール及び責任者の不存在

上述のとおり、役員による経費精算について、管理本部に経費申告書を提出し、管理本部長が領収書原本との突合を行ってこれを確認し、数字が整合していれば精算が行われるという流れは存在したものの、当該申告の内容について、業務関連性を実質的に確認し、妥当性を判断する作業はされていなかった。

これにより、対象者による不正申告を事前に発見することができなかった。

ウ 最終責任者が不明確であり、内部監査機能も形骸化していたこと

業務分掌規程や職務権限規程、職務権限表では、接待交際費の精算における業務分掌・最終責任者が明確とはなっておらず、最終的にだれが決済を行うのかが明確になっていなかった。

特に、代表者の接待交際費についてはいわゆる三線防衛が機能していなかった。上述のとおり、対象者自身がとりまとめ、管理本部は数字の突合だけで実質的審査を行っていないため、1線が存在せず、2線も機能していなかった。また、3線（内部監査）についても、経費精算に関しては、現実に機能していなかった。

これにより、対象者による不正申告を早期発見することができなかった。

エ 代表取締役社長に対する監督機能の不全

対象者は、長年にわたり対象会社の代表取締役を務めていたことから、対象者に事実上権限が集中し、取締役会・監査役会（監査等委員会）等によるチェックや承認手続が十分に機能しない状態となっていたことが認められる。

これにより、対象者が支出する経費について、限度額も定めず、その業務関連性を精査することもなかったため、事実上、素通りになってしまっていた。

これにより、対象者による不正申告を事前に発見することができず、事後的に発見することが遅れる原因となった。

なお、今回、調査委員会が発足したのは、2023年9月に代表者が交代したことで、さらに、2024年6月から監査等委員会制度が発足し議論が活発化したことで、旧代表者に対する事後的な監督機能が発揮されたものと評価でき

る。

(2) A社に対する本件内示書の提示問題発生の原因

ア 対象者及びY 1のコンプライアンス意識の欠如

上述のとおり、内示書の作成・交付は、職務権限規程・職務権限表に明記がないものの、会社法 362 条 4 項による取締役会の承認を要することが明らかかなものであった。それにもかかわらず、対象者は、取締役会・経営会議では内示書について一切議題に出さず、管理本部からの指摘にもかかわらず、稟議手続すら経たことを確認することもなく（実際、稟議手続は行われていない。）、本件内示書を、Y 1 を通じて、B 社側に交付した。

当該行為は、社内規定及び会社法の規定を軽視し、B 社側の要望を優先する拙速な行為であって、対象者及びY 1 のコンプライアンス意識の欠如を明確に示すものである。

イ 内示書を交付する場合の法的リスクの検討に関するルールの不存在

上述のとおり、対象会社はこれまで内示書なるものを作成、交付したことがなく、また本件内示書は大きな法的リスクを内在する文書であった。

本来であれば、交付前に慎重な検討が必要であり、取締役会に上程して協議したり、顧問弁護士等外部の専門家から法的リスクについての助言を得たりなどすべきであった。

ところが、対象会社には、初めて行う行為であったことから、内示書を交付するにあたって、法的リスクを検討するというルールが整備されておらず、本件でもこれらの手続は履践されなかった。

ウ 社長への権限集中

対象者は、長年にわたり対象会社の代表取締役を務めていたことから、対象者に事実上権限が集中し、取締役会等によるチェックや承認手続が十分に機能しない状態となっていたことが認められる。

本件についても、取締役会決議も、稟議手続すらも経ることなく、対象者の指示のみに基づいて、Y 1 が本件内示書の交付を行っている。

エ 取締役会との接続不備

本件では、対象者のみならず、本件内示書の提出の指示を対象者から直接受けたY 1 も、7 月 13 日開催の取締役会において議題に掲げず、2023 年 10 月の取締役会で監査法人からの指摘を受けて初めて報告事項とするという状況であった。

2 対応策

(1) コンプライアンス教育の充実

上述のとおり、本件は、対象者によるコンプライアンス意識の欠如が大きな発生原因となっている。そこで、今後同様の事態の発生を防ぐため、役員全員のコンプライアンス意識を日々アップデートしていくことが肝要である。

そのため、役員及び管理職全員に対し、コンプライアンスに関する外部研修を定期的に受講することを義務付け、対象会社に属する全ての者がコンプライアンスの重要性を常に認識して業務に邁進すべきである。

(2) 接待交際費のルールを明文化

対象会社では、接待交際費の予算・承認・清算に関して特別に明文化したルールがなく、職務権限表では、(1)予算内支出の場合は、3万円以上が本部長が審査し、社長が承認（稟議）、3万円未満は部長が承認（稟議）、(2)予算外支出の場合は、50万円以上は、本部長・社長が審査し、取締役会の承認、50万円未満は本部長が審査し、社長が承認（稟議）となっているだけであった。

しかし、今回、接待交際費の問題が出たことを受け、接待交際費について特に明文化したルールを社内規程として明文化し、取締役会で承認することが考えられる。

特に、本件で問題となった役員の経費精算のルールとしては、①予算を明確にし、②事前許可を原則とし、③社長室が内容を確認してとりまとめた上、④管理本部が実質的に審査・承認する（支出金額と領収書の突合だけでなく、参加者、業務関連性についても確認を行う）の実行、⑤会社クレジットカードによる支払を原則とし、現金支出や個人のクレジットカードによる清算を原則禁止する、等を明文で定めることが考えられる。

(3) 内部監査機能の強化

現在、対象会社は、内部監査を担当する部署として、代表取締役社長直轄の独立した機関である内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任として内部監査を実施しているが、監査等委員会及び会計監査人との連携頻度を増やして従来機能の強化を図ることに加え、一定期間毎に「監査結果の取締役会・監査等委員会への文書での報告義務」を課し、重大不備を発見した場合の「臨時報告義務」といった、新たな機能を追加して、内部監査機能の実効性を高めることが考えられる。

また、当面の間、交際費については、内部監査の重点監査項目とし、交際費について改めた社内ルールが守られているかを厳格に監査すべきである。

(4) 各本部長による取締役会への業務執行報告制度（文書報告）の導入、業務執行取締役による文書による業務執行報告の義務づけ

いわゆる三線防衛のうち、第一線の防衛機能の強化として、本部長会議に加え、各本部長による年次計画、予算執行状況、リスク事象について定期的に文書で取締役会に報告し、重大なリスク・逸脱が生じた場合は臨時報告を義務付けることが考えられる。

また、業務執行取締役の業務遂行報告については、原則として文書で行うことを義務づけることが考えられる。

(5) 各会議における議事録の詳細化

対象会社は、取締役会に加え、監査等委員会、経営会議及び本部長会議とい

った、各種の会議を行っている。本調査委員会の検証においては、各種会議の議事録を検討したが、内容が簡略化されたものが多く、十分な検証を行えないものも多数存在した。

各種会議の実効性を高め、事後的な監査にも資するため、議事録の内容を正確かつ詳細に記載することが必要であると考えられる。

また、各会議に提出された資料類は、全て議事録の添付資料として綴じ込み、後日の検証を可能とすべきである。

(6) その他コーポレートガバナンスの改善

ア 取締役会の実効性向上

独立社外取締役の増員、議題設定ルールの見直しにより、重要案件（特に新規案件や定形外の案件に関する契約書等に押印を行う場合）が必ず付議される仕組みを導入することが考えられる。※なお、対象会社は、2024年6月から監査等委員会制度を導入したことにより、取締役会の監査に関する権限が強化されており、この点はすでに一部改善が進んでいる。

イ 監査等委員会と内部監査室の連携強化

上記内部監査室と監査等委員会の連携強化と連動して、内部監査室による定期報告を監査等委員会がレビューし、必要に応じて取締役会に上程し、取締役会審議することを制度化することが考えられる。

ウ ステークホルダーへの説明

ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、本調査委員会による提言を受け、対象会社における内部統制の改善結果を随時開示していくことが考えられる。

第9 調査委員会の継続調査について

1 不正に申告された経費等の継続調査の必要性について

調査委員会としては、現報告書を提出する段階においては、調査対象となった事実についてのみ事実認定を行い、それらの事実に基づき、法的評価を加えた。

そして、対象者によると、類似の不正経費の申告等は一切していないということであった。

しかしながら、現時点においても、以下のような、継続調査が必要な、疑いのある経費申告等が対象会社の調査によって判明している。例えば、会食や lunch meeting を取引先と行ったものとして経費の申告がなされているが、消費税の率が8%であるなど（一般的には物品購入に課される消費税率である）、経費申告の内容や目的等に齟齬があるものである。

その他、認定された不正に申告された経費に紐づけられた交通費等についての調査及び対象者からの弁明の聴取が完了していない。不正に申告された経費の内容や目的等が虚偽であれば、その内容や目的等に紐づけて申請された交通費とい

う経費についても、その実存や関連性が疑われる。

以上のとおり、調査委員会としては、本報告書において認定した金 317,011 円の他に、上記で述べた根拠等により、引き続き調査の対象となる金額は約金 400 万円を超える程度のものと認識をし、継続調査対象とする。

2 デジタルフォレンジック調査が継続中であること

また、現在、デジタルフォレンジックの作業が継続中であり、その結果により、重要な客観的事実関係が明らかになる可能性がある。特に、B 社宛に作成・提示した内示書のやり取りに関する事実関係については、対象会社の関係者の関与度がより詳細に明らかになる可能性ある。そのため、本報告書は中間報告書とし、現時点で入手できた資料に基づいても対象者の取締役解任事由が明らかとなったことを報告するに留めている。

以上